

平成20年2月19日
消 防 庁

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁は、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成20年2月20日から平成20年3月21日までの間、意見を募集します。

1 背景

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生を受けた、平成19年6月の消防法施行令の改正により、認知症高齢者グループホーム等の小規模社会福祉施設に自動火災報知設備の設置が義務づけられたことに伴い、これらの小規模社会福祉施設を含む特定小規模施設等について、自動火災報知設備に用いる感知器が火災の感知と併せて各々連動して警報を発することができるものであることを条件として、受信機を用いない簡易な構成のものに関する技術基準の整備を進めているところであり、それに先立ち、感知器の規格として、警報を発する機能及び他の感知器と連動する機能を有する感知器に求められる性能等の基準について新たに定めるものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象

- (1) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令等の一部改正について（概要）
- (2) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案（新旧対照表）

詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成20年3月21日（金）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

（事務連絡先）総務省消防庁予防課
（担当：伊藤補佐、宮路事務官）
03 - 5253 - 7523（直通）
FAX 03 - 5253 - 7533

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案)について

平成 20 年 2 月
消 防 庁 予 防 課

1 改正理由

(1) 長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生を受けた平成19年6月の消防法施行令の改正により、認知症高齢者グループホーム等の特定小規模施設に対し、その面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置が義務づけられることとなった。

それに伴い、特定小規模施設に設置される自動火災報知設備については、用いる感知器が火災の感知と併せて各々連動して警報を発することができるものであることを条件として、受信機を用いない簡易な構成のものに関する技術基準の整備を進めているところである。

このため、感知器の規格として、警報を発する機能及び他の感知器と連動する機能を有する感知器(以下「連動型警報機能付感知器」という。)に求められる性能等の基準を新たに定めることとする。

(2) そのほか、所要の規定の整備を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 警報機能を有する感知器に関する性能等について、以下のように定めること。

ア 警報は一定時間以上継続できること。

イ 警報音の音圧は一定の状態で、70 デシベル以上であること。

ウ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、15 分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(2) 連動型警報機能付感知器に関する性能等について、(1)ア及びイのほか、以下のように定めること。

ア 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に伝達することができるものであること。

イ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ウ イにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

エ 電池を用いるものにあつては、電池の交換が容易にできること及び電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となったことを一定時間以上点滅表示等により表示し、又は音響により伝達することができること。

オ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあつては15 分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

カ 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報をそれ以外の連動型警報

機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

(3) 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器に関する性能等について、(2)のほか、以下のように定めること。

ア 電源表示灯が設けられている場合は、火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるものであっても、電力の供給が停止した旨を発信する機能は不要とすること。

イ 自動試験機能等対応型のものにあつては、滴下試験及び腐食試験を不要とすること。

(4) その他所要の規定の整備を図ること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>十九の五 <u>警報機能付感知器</u> 火災の発生を感知した場合に火災信号を発信する感知器で、火災が発生した旨の警報(以下「火災警報」とい<u>う。</u>)を発する機能を有するものをいう。</p> <p>十九の六 <u>連動型警報機能付感知器</u> <u>警報機能付感知器</u>で、火災の発生を感知した場合に火災信号を他の感知器に発信する機能及び他の感知器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。</p> <p>二十一 二十八 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第四条 感知器又は発信機に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に掲げる構造及び機能を有するものでなければならない。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十九の四 (略)</p> <p>二十二 二十八 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(部品の構造及び機能)</p> <p>第四条 感知器又は発信機に次の各号に掲げる部品を用いる場合にあつては、当該各号に掲げる構造及び機能を有するものでなければならない。</p>

一〇三 (略)

四 電源変圧器 電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)別表第六に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

第五条 (略)

(電源電圧変動試験)

第六条 感知器及び発信機は、電源の電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下の範囲内(供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は受信機若しくは中継器から電力を供給されないものにあつては、指定された範囲内)で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

第七条 (略)

(感知器の構造及び機能)

第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。
ない。

一〇十 (略)

十一 放射性物質を使用する感知器は、当該放射性物質を密封線源とし、

一〇三 (略)

第五条 (略)

(電源電圧変動試験)

第六条 感知器及び発信機は、電源の電圧が定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下の範囲内(供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は電池を用いる無線式感知器)にあつては、指定された範囲内)で変動した場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

第七条 (略)

(感知器の構造及び機能)

第八条 感知器の構造及び機能は、次に定めるところによらなければならない。
ない。

一〇十 (略)

十一 放射性物質を使用するものは、当該放射性物質を密封線源とし、

当該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されないものであること。

十二・十三 (略)

十四 火災信号又は火災情報信号を発信する端子以外から電力を供給される感知器(電池を用いるもの)及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第 号)第 条第 号に定める特定小規模施設用自動火災報知設備(以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。)に用いる連動型警報機能付感知器で電源表示灯が設けられているものを除く。)は、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を自動的に発信することができるものであること。

十五・十六 (略)

十七 警報機能付感知器は、次によること。

イ 警報を十分間以上継続できること。

ロ 警報音の音圧は、定格電圧の八十五パーセント(供給される電力に係る電圧変動の範囲を指定する受信機若しくは中継器に接続するもの又は受信機若しくは中継器から電力を供給されないものにあつては、指定された範囲の下限值)の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル以上であること。

ハ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、スイッチの操作により火災警報を停止したとき、十五分以

当該線源は、外部から直接触れることができず、かつ、火災の際容易に破壊されないものであること。

十二・十三 (略)

十四 火災信号又は火災情報信号を発信する端子以外から電力を供給される感知器(電池を用いる無線式感知器

を除く。)は、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができるものであること。

十五・十六 (略)

内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

十八 連動型警報機能付感知器は、前号イ及びロに定めるところによるほか、次によること。

イ 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができものであること。

ニ 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。

(1) 電池の交換が容易にできること。

(2) 電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

ホ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(1) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(2) 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報を、

それ以外の連動型警報機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

第九条）第二十一条（略）

（滴下試験）

第二十一条の二 感知器（防水型のもの、電池を用いる無線式感知器及び特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

第二十一条の三（略）

（腐食試験）

第二十二条 感知器（特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器で自動試験機能等対応型感知器であるものを除く。）は、普通型のものにあつては第一号の試験を、耐酸型のものにあつては第二号及び第三号の試験を、耐アルカリ型のものにあつては第二号及び第四号の試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度四十五度の状態で行い、空

第九条）第二十一条（略）

（滴下試験）

第二十一条の二 感知器（防水型のもの及び電池を用いる無線式感知器
を除外。）は、通電状態において、当該感知器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下した場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

第二十一条の三（略）

（腐食試験）

第二十二条 感知器
は、普通型のものにあつては第一号の試験を、耐酸型のものにあつては第二号及び第三号の試験を、耐アルカリ型のものにあつては第二号及び第四号の試験を行った場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。この場合において、当該試験は、温度四十五度の状態で行い、空

気管にあつては直径十ミリメートルの丸棒に、熱電対式の感知器の熱電対部又は感知線型の感知器の線状感熱部にあつては直径百ミリメートルの丸棒に密に十回巻きつけて行つものとする。

一〜四 (略)

2 (略)

第二十三条〜第四十二条 (略)

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 感知器 次に掲げる事項

イ〜ワ (略)

カ 無線式感知器にあつては、次に掲げる事項

(1) 「無線式」という文字

(2) 受信可能な中継器又は受信機の型式番号

ヨ 警報機能付感知器(連動型警報機能付感知器を除く。)(にあつては、

「警報機能付」という文字

タ 連動型警報機能付感知器にあつては、「連動型警報機能付」という文字

気管にあつては直径十ミリメートルの丸棒に、熱電対式の感知器の熱電対部又は感知線型の感知器の線状感熱部にあつては直径百ミリメートルの丸棒に密に十回巻きつけて行つものとする。

一〜四 (略)

2 (略)

第二十三条〜第四十二条 (略)

(表示)

第四十三条 感知器及び発信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 感知器 次に掲げる事項

イ〜ワ (略)

カ 無線式感知器にあつては、次に掲げる事項

(1) 「無線式」という文字

(2) 受信可能な中継器又は受信機の型式番号

(3) 電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

レ 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第 条第 号の規
定により特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設
備に用いることができないものにあつては、特定小規模施設用自動
火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨

2
(略)

2
(略)

2
(略)

意見募集要領

1 意見募集対象

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）について

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に日本語で氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

（1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：t2.miyaji@soumu.go.jp

総務省消防庁予防課あて

メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（2）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

磁気ディスク：3.5インチ、2HD

フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット
ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又は
ジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベル
を貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却
できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

総務省消防庁予防課あて

担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成20年3月21日(金)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とし
ます。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・
意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載する
ほか、総務省消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に
関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体につい
て非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、
意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住 所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(案) に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。